

平成27年度第1回白河市総合教育会議

議事録

1 期 日 平成27年12月1日(火)

2 場 所 白河市役所 正庁

3 開 会 午前11時00分

4 出席者

(1) 構成員

職名		氏名
市 長		鈴木 和夫
教育委員会	教 育 長	星 浩次
	教育長職務代理者	藤田 克彦
	委 員	平江 仁
	委 員	鈴木 きよ子
	委 員	小松 裕子

(2) 市職員

職名	氏名
市長公室参事兼企画政策課長	鈴木 昌美
市長公室企画政策課企画政策係主任主査兼係長	尾股 淳一
市長公室企画政策課企画政策係主事	濱口 敦也
教育委員会事務局教育部長	緑川 一男
教育委員会事務局参事兼教育総務課長	戸倉 克彦
教育委員会事務局教育総務課長補佐兼庶務係長	森 健志
教育委員会事務局教育総務課庶務係主査	富永 貢
教育委員会事務局学校教育課長	高橋 顕

5 議 事

(1) 白河市総合教育会議設置要綱(案)について

(2) 白河市教育大綱(案)について

6 閉 会 午前11時45分

1. 開会

○**事務局（司会）** それでは、定刻となりましたので、これより平成27年度第1回白河市総合教育会議を開催させていただきます。本日は、ご多忙の中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず初めに、総合教育会議の概要についてご説明させていただきます。総合教育会議につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行（平成27年4月1日）により、全ての地方公共団体において、首長が招集し、首長及び教育委員会により構成・設置されるものとなっております。

次に、総合教育会議は公開するものとなっております、現在のところ報道関係者の傍聴希望者が2名ございます。本日の会議につきましては、非公開とする議事内容はないと考えられますので、原則通り本日の会議を公開とし、傍聴を許可したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、傍聴者の入室を許可したいと思います。

（傍聴者入室）

2. 挨拶

○**事務局（司会）** それでは、次第2の市長挨拶となります。鈴木市長、よろしくお願いいたします。

○**鈴木市長** それでは、平成27年度第1回白河市総合教育会議にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。先ほど事務局から説明がありましたが、法律の改正に伴いまして、この総合教育会議を設けることとなりました。背景としては、地方公共団体の首長と教育委員会の連携を円滑にし、教育委員会の方々との接点を制度面から深めていこう、ということだと思えます。首長は選挙で選ばれている職務であり、選挙を通じて様々な方々から色々な意見を聴くという仕事であります。当然、教育においても一定の見解を持っているものであります。その考えを教育委員会との連携を図りながら、調整する場としてこの会議を設け、お互いに意見を交わしあいながら、あるべき教育の姿を探っていく。これが法律の趣旨であろうと思えます。そうした意味で、新たな時代を迎えた教育のあり方について、各市町村とも、この総合教育会

議を設置しているところでもあります。

国や各地域も人づくりが非常に重要であることは論を待たないところであり、過去も現在もこれからも、特にこれからは非常に大事になってくると思います。国内外で大変大きな変化、激変が起こっており、動乱期と呼ぶべき時期を迎えております。各地域のあり方も含めて、もう一度そのありようを見つめ直す時期に差し掛かっています。各地域を担っていくのは、やはり人であると思います。そういう意味で、学力向上はもちろんであります、幅広い視点を持った子ども達を各地域から輩出していくことが地方自治自体に課せられた大きな責務であります。

本市ではここ数年来、「白河の歴史・再発見！事業」を実施しています。地元のことを知らずして世界のことを知っても余り意味がないだろうと。地元のことを知って、尚且つ世界全体のことを知る、そういう視点があって初めて、客観情勢を認識できると思っておりますので、まず、郷土の歴史や文化をきちんと教えながら、尚且つ世界への目を養っていく子ども達をつくっていく。そのために図書館も大きく整備したり、あるいは学校図書館に司書の職員を配置をすることで、子ども達の知的好奇心を刺激していく場を幅広く提供する環境整備を図ってまいりました。

そして今、地方創生の議論が活発であります、これまた、地域を担うのは冒頭で申し上げましたが、人でありますので、地方自治体における地方を支える人をどう育成していくかが重要になっていくと思います。具体的には、教育委員会の各行政や各学校の先生方を通じて教育の行政が現実には実施されるわけではありますが、その司令塔の役割がこの総合教育会議であろうと思いますので、教育委員の皆様の本当に忌憚のない、普通の目で、専門的知識があろうとなかろうと、ごく一般的な目で、常識的な目を見て、本市の現状はどうなんだ、これからはどうあったら良いんだろうかということを活発に論ずる場としてこの総合教育会議を活用していきたいと思えます。教育委員の皆様におかれましてもこの趣旨を充分ご理解いただき、総合教育会議を通して、本市の教育をレベルアップ、深化の道を進むようお互い努力していきたいと思えますので、教育委員の皆様のご尽力とご協力を心よりお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

- 事務局（司会） ありがとうございます。それでは、教育委員会の皆様をご紹介させていただきます。お一人ずつお名前を読み上げさせていただきますので、ご着席したまま一礼をお願いいたします。

（教育委員会紹介）

3. 議事（1）白河市総合教育会議設置要綱（案）について

○事務局（司会） それでは、これより次第3の議事に入らせていただきます。

まず、議事（1）の白河市総合教育会議設置要綱について事務局よりご説明させていただきます。

○事務局 それでは、議事（1）白河市総合教育会議設置要綱についてご説明させていただきます。

それでは資料1をご覧ください。こちらが白河市総合教育会議設置要綱（案）となりますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4において総合教育会議の運営について規定されておりますが、それらの内容について、補完するものを含め、設置要綱として、今回制定しようとするものであります。

それでは、概要について申し上げます。

第1条は、白河市総合教育会議の設置に関する規定となっております。

第2条は、所掌事務となっております。

第3条は、組織についてですが、会議は市長及び教育委員会をもって構成いたします。

第4条は、会議についてですが、会議は市長が招集いたします。第2項といたしまして、教育委員会は、その権限に属する事務に関しては協議する必要があると思慮するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる、と規定しております。また、第3項において、会議の議長は市長をもって充てる、としております。

第5条は、公開についてですが、会議は原則として公開となっておりますが、個人の秘密を保つため必要があると認められるときや会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認められる時は非公開とすることができます。

第7条は、議事録についてですが、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、白河市公式ホームページ等において公表すると規定しております。

第8条は、事務局ですが、会議の事務局は市長公室企画政策課に置く、と規定しております。

白河市総合教育会議の運営につきましては、今後、この要綱に則り推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○事務局（司会） ただ今事務局より説明のありました白河市総合教育会議設

置要綱（案）につきまして、ご審議下さいますようお願い申し上げます。

- 藤田委員 今後総合教育会議を開催する場合、会議を公表するかどうか、悩むと思います。その時、最終的に非公開にする、という判断をどこでするのでしょうか。例えば、今もマスコミの方が傍聴されていますが、マスコミの方が傍聴していた場合、総合教育会議で話し合われていた内容だ、と記事になりますよね。ただ、今回は個人情報もあるし、ご遠慮いただきたい、とするのは、会議で判断するのか、議長が判断するのでしょうか。
- 星教育長 会議の内容については事前に分かるわけですから、当然個人の秘密に関わる内容が含まれるかどうか、事前に分かることだと思います。ですから、そういった内容が含まれていた場合は事前に非公開とすることはできることだと思います。やはり会議の内容によると思います。また、事務局においても当然判断されることだと思いますが、どうでしょうか。
- 事務局 ただ今教育長がおっしゃったように、内容につきましては事前に分かることですので、内容が議事録も含めて公開にすべきものかどうか確認の上、会議を運営していくこととなります。
- 鈴木市長 そうした特殊なケースについては、設置要綱（案）第6条に基づき判断していくことになると思います。
- 事務局（司会） その他、何かご意見等ありますでしょうか。なければ議題（1）白河市総合教育会議設置要綱（案）につきましては原案の通り承認ということによろしいでしょうか

（「異議なし」の声）

- 事務局（司会） ありがとうございます。議題（1）は原案のとおり承認されました。

3. 議事（2）白河市教育大綱（案）について

- 事務局（司会） それでは、これからの会議の運営につきましては、ただ今承認されました白河市総合教育会議設置要綱第4条第3項の規定により、会議の議長は市長をもって充てることとなっておりますので、今後の議事進行

を市長にお願いさせていただきます。鈴木市長、よろしくお願いいたします。

○鈴木市長 それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事（２）白河市教育大綱（案）について、事務局より説明を求めます。

○事務局 それでは、議事（２）白河市教育大綱（案）についてご説明させていただきます。資料につきましては、資料２、資料３をご覧ください。

教育大綱につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、地方公共団体の長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされていますが、市の教育行政につきましては、第２次総合計画におきまして、教育分野としての方向性は示されています。今回、当大綱としましては、総合計画との重複や並立したものにならないように、との大前提がございます。基本的には、目指すべき方向、理念を示すことといたしまして、地方自治体としての教育政策の方向性を明確化するという考えに基づいて大綱（案）を作成してきた経緯があります。

まず、資料２の（１）大綱策定の方針といたしましては、本市が目指す人づくりの理念を明らかにした大綱を策定するという考えであります。

次に、（２）本市が目指す人づくりといたしまして、少子高齢化や人口減少に伴う社会構造の変化、また、情報化社会の進展や価値観の多様化など、複雑化するこれからの時代において、これまで受け継がれてきた本市の歴史と文化を将来の世代につなげていくために、知識や経験、人間性、社会性、体力などの「知・徳・体」を兼ね備えた、『社会を生き抜くための総合的な力である「人間力」を育む』ことが大きな、目指すべきところではないか、というところにあります。これらについて、人間力を高めるための必要な要素につきましては、郷土の歴史を学ぶ等の視点が考えられるところあります。

こうした考えを踏まえまして、（３）本市が目指すべき人づくりの基本方針を『「未来を切り拓く人間力」の育成』といたしました。

ご説明させていただきましたこれらの考えに基づく白河市教育大綱（案）が資料３となりますので、読み上げさせていただきます。

（白河市教育大綱（案）を朗読）

教育大綱の期間につきましては、国において４、５年程度を想定しているとされていますが、本市の教育大綱におきましては、理念大綱という性格になっておりますので、特段、有期限という考えは持たずに、今後、時代の変化、状況の変化に伴い、変更が必要になった際に見直しを行いたいと考え

ております。

教育大綱につきましては、全国においてある程度の前例があるわけですが、いわゆる総合計画的な作りをしている自治体もあれば、ある意味標語的な文面で教育大綱を定めている自治体もございます。本市としましても、様々な議論を行った結果といたしまして、この白河市教育大綱（案）の形となり、8項目の人間性を養っていくという考え方を教育大綱に掲げ、今後、総合的に教育力を高めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○鈴木市長 ただ今事務局より説明がありましたが、未来を切り拓く人間力という大きなテーマで8つの指標に整理をしてあります。文化・芸術に親しむなど、多少抽象的な表現になりますが、こういうもので良いのか、もしくはこれにさらに繋がるものを盛り込む必要があるのかも含めて、何かご意見ありますでしょうか。

○藤田委員 教育の細かい計画につきましては、第2次総合計画の中に全ての分野においてきちっと記載されており、現在実践しておりますので、そうした内容はここでは書かないで、これは方向目標。つまり、この方向に向かっていこうというものなので、これを具体的にしたもののが第2次総合計画であるということだと思います。そうすると、これ以上具体的にすることはなく、分かりやすく書いてあるところが良いのではないかと思います。

○鈴木市長 まとめようとする、恐らく、こういった抽象的な表現になってしまうんですね。具体的な施策が、例えば先ほどお話しいたしました学校の司書の配置だとかこの項目が合致するなど、これまで取り組んできた事業やこれから取り組むもの全ては8つの項目のどれかに結びつくわけで、抽象的過ぎるかということもあるが、教育大綱としてはこうなるのではないかと思います。

○鈴木委員 私は良いのではないかと思います。細かく見ていくと、「知・徳・体」で構成されているんですね。

○小松委員 今回の形は、ベストの形になっていると思います。総合計画などのように細かいものになりますと、なかなか一般の方が目を通すことは難しいと思いますが、今回の案は漠然としているかも知れませんが、ポイントを押さえたものになっていると思います。

○平江委員 小さい子どもから高齢者に至るまで、公布されなければならないようになりますので、これをさらに細分化してしまうと、高齢者の方はある程度理解できると思いますが、子どもに伝えるとなると、伝わりにくくなる可能性があると思いますので、逆にこの8項目の方が簡潔で、よろしいのではないかと思います。

○星教育長 この案に至るまで、事務局と何度も議論させていただきました。そして、今、教育委員の皆様から概ねこの方向で、ということで、大変ありがたく受け止めているところであります。

○鈴木市長 ここまでは来るには第1次ステップ、第2次ステップと事務局を中心に議論するなど、色々な経過があったので、今後はこの教育大綱を様々な事業に落とし込んでいくということになるかと思います。今後はこの教育大綱を念頭に置きながら、全ての事業は必ずここに結びついていくわけで、この事業はこの項目に繋がる、という分かりやすい表をつくと良いのではないのでしょうか。

教育大綱を作ったからどうだ、ではなく、様々な事業と結びつけていくための大きな指針であり、そこに意味があるわけです。日常的には、仕事をする事務局や学校の先生方、そういった方々の指針となっていくことになると思います。

内容としては当然のことを言っているに過ぎませんが、その当然が難しい。話は変わりますが、本日ある会社の方がお見えになられて、その方は他県の方なのですが、子ども達からにこんにちは、と大きな声で挨拶されてとても感動したそうです。その方の地域ではそんなことは殆どないそうです。白河にはそうした地域コミュニティが残っていることがとてもうらやましいと語っていました。そういうお話を聞くと、本市には良い部分が多く残っているのだと再認識いたしました。こうした当たり前のことを当たり前にできる子ども達を育てていくことが地域を支えることに直結するのではないかと思います。

○平江委員 この教育大綱（案）を見ると、確かに8項目の短いものになっていますが、短いからこそ、捉える側の引き出しが増えるのではないかと思います。長い文章にするよりも、簡潔だからこそ受け取り手の考えを引き出すことに繋がると思いますので、この形が良いと思います。

○藤田委員 教育委員会の仕事をしていても、この教育大綱が頭にあれば、今

はこの項目に結びつく仕事をしているんだ、という形で、絶えず本市の教育行政全体の中における位置づけが整理できると思います。

○**小松委員** この白河市教育大綱は市民にはどういった形で周知されるのでしょうか。

○**事務局** 教育大綱を定めましたら、市民の方々に広くお知らせいたします。方法としましては、まずは市の広報や市公式ホームページにおいてお知らせいたします。また、これは教育委員会との調整になりますが、教育機関での掲示など、積極的に周知できる方法を検討してまいります。

○**鈴木市長** 教育機関に置く場合は、「教育大綱」という言葉は固いので、「白河の教育の目標」といった形に工夫した方が良いかもしれないですね。また、市民の方が目に触れる場所に置いてみてはどうでしょうか。

○**藤田委員** この教育大綱で対象としている「人」は小中学生を想起しましたが、それ以外も含まれるのでしょうか。小中学生が中心だとしても、その外も私たちは認識していないと、この教育大綱の本当の価値が広がらないのではないのでしょうか。

○**星教育長** 今の藤田委員のお話、私もその通りだろうと思います。小中学校以前の子ども達も教育のルールに含まれますし、中学校を卒業したら終わり、ではありません。大人になっても生涯にわたって学び続ける、という人を意識する事が本市の教育行政のあるべき姿であろうと思いますので、教育大綱における「人」は市民全員であると思います。

○**鈴木市長** これは、子ども達だけではなく、老いも若きも全ての人が当てはまるということですよ。

○**事務局** 全ての市民が対象であり、その中で、次代を担う子ども達への視点を強く意識している、ということになります。

○**鈴木市長** それ以外にございますか。

それでは、特にご意見がないようですので、議事（２）白河市教育大綱（案）につきましては原案の通り承認してよろしいでしょうか

(「異議なし」の声)

異議なしとのことですので、白河市教育大綱(案)は原案のとおり承認されました。

議事につきましては、以上であります、その他に何かありますでしょうか。

○**星教育長** 教育長として一言申し上げます。本日、設置要綱、白河市教育大綱が策定されたわけでありましたが、これで本市においても、まさに新教育委員会制度が名実ともに発足いたしました。特に白河市教育大綱は、教育の目標、施策の根本的な方針、大げさなことを言えば本市における教育基本法というべきものであろうかと思えます。これで本市の教育の方向性がより明確になりました。今後、市長と教育委員会でより連携し、方向性を共有し、教育行政を推進してまいりたいと思えますので、市長におかれましては、よろしく願いいたします。

○**鈴木市長** よろしく願いいたします。

他には何かありますでしょうか。

ないようですので、これで議長の任を終えたいと思えます。ご協力ありがとうございました。

4. その他

○**事務局(司会)** ありがとうございました。それでは、次第4その他となります。

(特になし)

5. 閉会

○**事務局(司会)**

以上をもちまして、第1回白河市総合教育会議を閉会いたします。ありがとうございました。